

警報発表時における措置について

三重県立相可高等学校

警報が三重県内のいずれかの地域で発表された場合の措置は、次のとおりとする。

1 始業前に、暴風警報または特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）が発表されている場合

(1) 午前6時00分現在、上記の警報が発表されている場合

→ 登校しなくてよい。

(2) 警報が午前11時までに解除された場合

→ 解除後2時間の余裕をもって登校し、当日の授業を始める。

生徒は、十分注意して登校する。

*ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてもよい。

(3) 午前11時においても警報が解除されない場合

→ 臨時休業（休校）とする。

2 登校途中に、暴風警報または特別警報が発表された場合

→ 速やかに帰宅する。

3 始業後に、暴風警報または特別警報が発表された場合

(1) 原則として、直ちに授業を中止し、生徒は速やかに帰宅する。

(2) ただし、気象状況や交通機関の状況から判断して、安全に帰宅することが困難な場合は、生徒は安全な場所に避難し保護者と連絡をとる。

4 その他警報（大雨・洪水・大雪・波浪・高潮・暴風雪・大雪）が発表されている場合

→ 平常どおり授業を行う。

ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてよい

※上記については、**1** (1) は午前6時頃、それ以外は措置が決まりしだい「すぐーる」にて連絡します。（ただし、**4**は除く。）